

# 工事請負契約変更状況(10月分)

平成28年11月8日

工事NO.	担当課	件名	当初契約			変更契約						受注者
			請負金額	予定価格	最低制限価格	請負金額	増減額	増減率	理由	回数	契約締結日	
127219	林政課	林道萩内沢・萩内沢2号線災害復旧その4工事	32,367,600	35,898,120	30,665,520	34,698,240	2,330,640	7.2%	(4)	2	H28.10.5	開成建設(株)
527142	下水道整備課	上米内分区第一工区污水管布設工事	43,524,000	50,548,320	43,231,320	47,801,880	4,277,880	9.8%	(4)	2	H28.10.5	盛舗建設(有)
528030	下水道整備課	北上川右岸第三排水区排水樋門築造付帯その1, その2工事	4,243,320	4,855,680	4,242,240	4,459,320	216,000	5.1%	(4)	1	H28.10.5	熊坂建設(株)
528006	水道建設課	新田町地内配水管布設替(第一工区)工事	34,560,000	35,555,760	31,118,040	34,756,560	196,560	0.6%	(4),(6)	1	H28.10.12	(株)山與
528026	水道維持課	夕顔瀬町外地内鉄道線路横断施設整備工事	8,964,000	8,970,480	7,755,480	9,682,200	718,200	8.0%	(4),(6)	1	H28.10.13	(株)小林水道土木工業所
128039	交通政策課	バス仮設乗降所整備工事	7,293,240	8,358,120	7,247,880	7,388,280	95,040	1.3%	(4),(6)	1	H28.10.14	熊坂建設(株)
528004	水道建設課	中央通一丁目外地内配水管布設替工事	29,138,400	33,299,640	29,010,960	30,485,160	1,346,760	4.6%	(6),(7)	1	H28.10.19	三陸土建(株)
128058	玉山建設課	市道野中団地8号線外舗装新設工事	18,262,800	20,882,880	18,123,480	17,999,280	-263,520	-1.4%	(4),(7)	1	H28.10.19	(有)大高建設
128080	道路管理課	市道本町通一丁目名乗沢2号線舗装二次改築工事	6,717,600	7,581,600	6,518,880	7,093,440	375,840	5.6%	(4)	1	H28.10.20	みちのく工業(株)
127211	公園みどり課	木伏緑地施設改修整備その3工事	43,799,400	44,960,400	38,199,600	44,516,520	717,120	1.6%	(4),(6)	2	H28.10.21	(株)エスイーシー
128054	玉山建設課	市道門前寺線側溝改修工事	3,726,000	4,261,680	3,708,720	3,763,800	37,800	1.0%	(4)	1	H28.10.23	(株)太子建設
128075	教委総務課	盛岡市立土淵中学校技術室改修及び木造校舎解体外工事	13,176,000	13,921,200	12,512,880	13,206,240	30,240	0.2%	(4),(7)	1	H28.10.25	(株)大羽
127212	道路建設課	市道南大橋明治橋線歩道新設工事	34,776,000	36,763,200	31,065,120	38,200,680	3,424,680	9.8%	(4),(6)	3	H28.10.25	みちのく工業(株)
128004	教委総務課	盛岡市立向中野小学校校舎増築第2期(建築主体)工事	172,260,000	188,028,000	169,225,200	172,298,880	38,880	0.1%	(4),(7)	1	H28.10.27	(株)司組

※契約金額の変更を伴うものに限る。

【変更理由】市営建設工事等設計変更等事務取扱要領第3による。

- (1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないとき。
- (2) 設計図書に誤謬又は脱漏があるとき。
- (3) 設計図書の表示が明確でないとき。
- (4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないとき。
- (5) 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別な状態が生じたとき。
- (6) 関係官公庁等の行政指導又は協議により工事内容を変更するとき。
- (7) 当初の目的物を完成させる手段に関して設計上の判断を必要とするとき。

(8) 用地確保等が予定と異なったとき。

(9) 前各号に掲げる場合のほか、当初の目的物を完成させる上で特に必要と認めるとき。